

適正な園地整備を推進し病害から園地を守ります！

市では、適正な園地整備を行い、果樹の病気発生源を絶ち農地の荒廃を防止しながら上山産農産物のブランド化を推進しています！



荒らすと周りに迷惑がかかるし、自分では耕作出来ないし。なんとかならないかな。



対象者

- ・ 農業者（一人より対象）、地域及び各種農業者団体

対象品目

- ・ 果樹の成木（さくらんぼ、西洋なし、りんご、ぶどう、もも、柿、日本なし、すもも）

補助要件

- ・ この補助以外に市、県及び国が実施する他の制度による補助等を受けていないこと
- ・ 果樹経営支援対策事業（改植事業）に該当する場合は対象外
- ・ 過去に同一補助を受けた者は対象外

※申請時には印鑑、補助金を振込む口座の通帳、伐採・抜根前の写真をお持ちください。

補助対象及び補助額

事業種目	補助金の額
1 伐採 + 抜根 を行う事業	成木1本当たり 3,000円
2 伐採のみを行う事業	成木1本当たり 2,000円
3 抜根のみを行う事業	抜根1本当たり 1,000円

※上限は15万円。 ※伐採、抜根後は園地に放置することなく適切に処分すること。

募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年12月24日（金）

※予算の限りとし先着順になります。